2　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第三十六条第一項又は第三項の規定による受継の申立てをする法附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第三十三条第二項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを附則第十条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法附則第八条第一項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第三項に規定する場合は、この限りでない。

一　当該資料が書面等をもつて作成されているとき　当該書面等の画像情報

二　当該資料が電磁的記録をもつて作成されているとき　当該電磁的記録

3　裁判所は、前二項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

4　特例手数料還付事件の手続を受け継ぐ者が会社法人等番号を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記録されている事項に係る情報を入手することができる場合には、当該特例手数料還付事件の手続を受け継ぐ者は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第三十三条第二項の資料として、当該事項が記載された登記事項証明書を添付したものとみなす。

5　前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記簿に記録されている事項に係る情報の提供を求めることができる。

6　前各項の規定は、法附則第十条において準用する非訟事件手続法第三十七条第一項の規定による受継について準用する。

（書類又は電磁的記録の送付）

第十八条　特例手数料還付事件における書類又は電磁的記録の送付については、民事訴訟規則第四十七条の規定を準用する。この場合において、同条第三項第三号中「第五十二条の十」とあるのは「民事訴訟費用等に関する規則附則第十条」と、同条第四項中「法第百三十二条の十一」とあるのは「民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第一項において読み替えて準用する法第百三十二条の十一」と読み替えるものとする。

［新設］

（書類又は電磁的記録の直送）

第十九条　特例手数料還付事件における当事者又は利害関係参加人（以下この条及び附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第四十五条第三項において「当事者等」という。）による書類又は電磁的記録の直送（当事者等が前条において読み替えて準用する民事訴訟規則第四十七条第二項又は第三項の方法により他の当事者等に対して当該書面又は電磁的記録を直接送付することをいう。）については、民事訴訟規則第四十七条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「相手方」とあるのは「他の当事者等」と読み替えるものとする。

［新設］

（特例手数料還付事件の申立書の記載事項等）

第二十条　特例手数料還付事件の申立人は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第三十七条第三項の証拠書類の写しの添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該証拠書類の画像情報を附則第十条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

［新設］

2　法附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第一項及び第三項の規定は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第三十七条第三項の証拠書類の写しの添付について準用する。この場合において、法附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第一項中「前条第一項」とあるのは「民事訴訟費用等に関する規則附則第二十条第一項」と読み替えるものとする。